

## 岡山県における特定建設資材に係る分別解体及び再資源化に関する実施要領

平成26年4月1日改正

(趣旨)

第1条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）の施行に関しては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号。以下「政令」という。）、解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号。以下「施行規則」という。）及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）、並びに「岡山県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成14年岡山県告示第164号。以下「実施指針」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(届出書に添付する設計図又は写真)

第2条 省令第2条第3項に規定する届出書に添付する設計図又は現状を示す明瞭な写真は、次のものをいう。

- (1) 建築物の解体工事の場合 立面図又は全景写真
- (2) 新築工事及び増築工事の場合 立面図
- (3) 建築物の修繕工事及び模様替え工事の場合 工事の概要がわかる図面又はその部分の写真
- (4) 建築物以外のものに係る解体工事の場合 工事部分の平面図又は写真
- (5) 建築物以外のものに係る新築工事の場合 工事部分の入った平面図

(届出の審査の基準)

第3条 対象建設工事の実施箇所（建築主事を置く市を除く。）を管轄する県民局長（以下「県民局長」という。）は、法第10条第1項の規定による対象建設工事の届出又は法第10条第2項の規定による変更の届出の内容が、法第9条第2項の施工方法に関する基準（以下「施工方法基準」という。）に適合するか否かを審査し、当該基準に適合していないと認めるときは、法第10条第3項の規定により、対象建設工事の届出者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他次に掲げる事項に関し必要な措置等の命令を行うものとする。

- (1) 工期の確保
- (2) 工程の変更
- (3) 分別解体等のためのスペースの確保
- (4) その他適正な分別解体の実施の確保に必要な措置

(届出済証の交付等)

第4条 県民局長は、前条の届出又は変更の届出の内容が、施工方法基準に適合している場合は、届出者に届出済証（ステッカー）を交付するものとする。

2 県民局長は、法第11条の規定による通知をした者（次項において「通知者」という。）に対し、前項の届出済証（ステッカー）に代えて建設リサイクル推進工事（ステッカー）

を交付するものとする。

- 3 対象建設工事の受注者は、届出者又は通知者から第1項の届出済証（ステッカー）又は前項の建設リサイクル推進工事（ステッカー）を受け取った場合は、公衆の見やすい場所に掲示する「建設業の許可票」又は「解体工事業者登録票」の標識にステッカーを貼付するものとする。

（分別解体等の基準）

第5条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事を実施する場合は、分別のためのスペースを確保し、解体工事の場所で分別することを原則とする。なお、敷地内での分別が困難な場合には、敷地に接した道路の使用許可を得て貨物車両の荷台で分別作業を行うなど、適切に実施しなければならない。

- 2 化粧合板、フローリング材等の木材系複合材については、再資源化が可能なものとはできるだけ再資源化するものとし、その他の廃木材と分別しなければならない。
- 3 その他分別解体の方法については、施工方法基準によるものとする。

（分別解体等の適正な実施の確保のための助言又は勧告を行う場合の方針）

第6条 県民局長は、解体工事の施工方法及び施工手順に関し、対象建設工事の受注者又は自主施工者に対して法第14条の助言又は勧告を行う場合は、施行規則第2条の基準に基づき、実施指針を勘案してこれを行うものとする。

- 2 法第14条の分別解体等の適正な実施を確保するために必要があると認める場合とは、おおむね次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 届出の分別解体等の方法によらず、特定建設資材の分別が適正に行われない工法により行われている場合又は行われた場合
  - (2) アスベスト粉塵が飛散するおそれがある工法により行われるなど、有害物質の取扱いについて適切さを欠いている場合
  - (3) 倒壊のおそれがある主要構造部分について、安全な方法により倒壊させず、または、倒壊により特定建設資材と他の資材とが混合する形で分別解体が施工されている場合

（分別解体等の適正な実施の確保のための助言又は勧告の内容）

第7条 法第14条の助言又は勧告は、分別解体等の適正な実施を確保するためのものに限られ、次の各号の内容について、建築物等の状況に対応し、適時かつ的確に実施しなければならない。

- (1) アスベスト等の有害物質等の取扱い
- (2) 外装材と主要構造部分の材質が異なる場合の資材の分別
- (3) 地域の再資源化施設の状況を踏まえた柱材と板材の分別
- (4) その他適正な分別解体の実施の確保に必要な事項

（分別解体等の適正な実施の確保のための命令を行う場合の基準）

第8条 県民局長は、前条の規定による助言又は勧告では分別解体等の適正な実施が確保できないと認める場合は、対象建設工事の受注者又は自主施工者に対し、法第15条に定める分別解体等の方法の変更その他必要な措置の命令を行うものとする。

(分別解体を要しない正当な理由の基準)

第9条 法第9条第1項に定める正当な理由がある場合とは、おおむね次に掲げる場合とする。この場合においても、対象建設工事の受注者又は自主施工者は特定建設資材廃棄物の適正な処理を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害時の応急仮設建築物に係る工事である場合
- (2) 緊急復旧工事である場合（単なる災害復旧工事は除く）
- (3) 有害物質等により建築物等が汚染されている場合
- (4) 工事現場が離島にあり、島内に再資源化等施設が存在しない場合
- (5) 火災により建築物が全焼し、熱等の影響で特定建設資材の再資源化が不可能となった場合

(再資源化等の適正な実施の確保のための助言又は勧告を行う場合の方針)

第10条 県民局長は、再資源化等の実施方法に関し、対象建設工事の受注者に対して法第19条の助言又は勧告を行う場合は、実施指針を勘案してこれを行うものとする。

2 法第19条の特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要があると認める場合は、おおむね次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 適正な再資源化施設による処理が行われないおそれがある場合
- (2) 不法投棄のおそれがある場合
- (3) 木材の縮減を行う場合において、適正な施設での焼却が行われないおそれがある場合

3 第1項の助言又は勧告は、個々の特定建設資材廃棄物の再資源化等の状況を見ながら実施するものであり、県民局長は、再資源化施設等の情報提供を行うなど適正な実施の確保を図るものとする。

(再資源化等の適正な実施の確保のための命令を行う場合の基準)

第11条 県民局長は、前条の規定による助言又は勧告によって再資源化等の適正な実施が確保できないと認める場合には、対象建設工事の受注者に対し、法第20条に定める再資源化等の方法の変更その他必要な措置の命令を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合等は、正当な理由があるものとして命令の対象外とし、対象建設工事の受注者は、再資源化等を実施しないことができる。

- (1) 第9条の規定により現場での分別解体等の実施義務を負わない場合
- (2) 分別解体の実施後に、天災その他の不可抗力により、再資源化施設等が損壊し又は再資源化施設等への搬入が不可能になった場合

附 則

この要領は、平成14年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月 1日から施行する。